

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 21 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

令和 8 年度「医療安全支援センターの運営の現状に関する調査」について
(協力依頼)

医療安全行政の推進につきまして、平素より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 13 第 1 項の規定により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設けるよう努めなければならないこととされております。また、国は同法第 6 条の 14 の規定に基づき、センターの適切な運営を支援するため、医療安全支援センター総合支援事業において、当該事業の円滑な運営及び改善に向けて必要な基礎資料を得ることを目的として全国のセンターの現状調査を実施しています。

貴部局におかれましては、一般社団法人医療の質・安全学会事務局より送付される調査票から、本調査の趣旨について御理解いただき、本調査への御協力及び管内センターへの周知をお願いします。

記

- (1) 調査対象：都道府県、保健所設置市、特別区、二次医療圏センター
- (2) 調査方法：一般社団法人医療の質・安全学会より送付される調査票への回答
(下記アドレスより 7 月 6 日に医療安全支援センター総合支援事業に登録されたアドレスに送付済み：anzen-shien-inquiry@qshml.jp)
- (3) 提出について
提出期限：令和 8 年 8 月 20 日（木） 17:00 締切
提出方法：各センターより、一般社団法人医療の質・安全学会事務局へ提出
- (4) 本調査の内容に関する問い合わせ先
一般社団法人医療の質・安全学会事務局（E-mail：anzen-shien-inquiry@qshml.jp）